

令和7年

市議会2月定例会議案

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和7年度掛川市一般会計予算について	5
議案第2号	令和7年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	17
議案第3号	令和7年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	21
議案第4号	令和7年度掛川市介護保険特別会計予算について	25
議案第5号	令和7年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	29
議案第6号	令和7年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	33
議案第7号	令和7年度上西郷財産区特別会計予算について	37
議案第8号	令和7年度桜木財産区特別会計予算について	41
議案第9号	令和7年度東山財産区特別会計予算について	45
議案第10号	令和7年度佐束財産区特別会計予算について	49
議案第11号	令和7年度倉真財産区特別会計予算について	53
議案第12号	令和7年度掛川市水道事業会計予算について	57
議案第13号	令和7年度掛川市簡易水道事業会計予算について	59
議案第14号	令和7年度掛川市公共下水道事業会計予算について	61
議案第15号	令和7年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	63
議案第16号	令和7年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	65
議案第17号	掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	67
議案第18号	掛川市自主運行バス掛川大須賀線条例の制定について	75
議案第19号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	79
議案第20号	掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	89
議案第21号	掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について	95
議案第22号	掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	117
議案第23号	掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	123
議案第24号	掛川市部設置条例の一部改正について	131
議案第25号	掛川市職員定数条例の一部改正について	135

議案番号	件名	頁
議案第26号	掛川市公民館条例の一部改正について	137
議案第27号	掛川市老人福祉センター条例及び掛川市都市公園条例の一部改正について	139
議案第28号	掛川市子ども・子育て会議条例の一部改正について	141
議案第29号	掛川市手数料条例の一部改正について	143
議案第30号	掛川市公共下水道条例の一部改正について	157
議案第31号	掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	159
議案第32号	掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について	161
議案第33号	掛川市消防団条例の一部改正について	165
議案第34号	掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	167
議案第35号	掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	171
議案第36号	令和6年度掛川市一般会計補正予算（第11号）について	173
議案第37号	令和6年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	183
議案第38号	令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）について	187
議案第39号	令和6年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	191
議案第40号	令和6年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	195
議案第41号	令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について	199
議案第42号	令和6年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）について	205
議案第43号	令和6年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	207
議案第44号	令和6年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	209
議案第45号	令和6年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について	211
議案第46号	普通河川大溝川函渠他工事請負契約の締結について	213
議案第47号	掛川市道路線の認定について	215
議案第48号	財産の譲与について	217
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度掛川市一般会計補正予算（第10号））	219

議案第1号

令和7年度掛川市一般会計予算

令和7年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 21,446,660
	1 市民税	8,609,166
	2 固定資産税	9,849,011
	3 軽自動車税	494,130
	4 市たばこ税	775,180
	5 入湯税	29,177
	6 都市計画税	1,689,996
2 地方譲与税		567,500
	1 地方揮発油譲与税	120,000
	2 自動車重量譲与税	400,000
	3 森林環境譲与税	47,500
3 利子割交付金		9,000
	1 利子割交付金	9,000
4 配当割交付金		184,000
	1 配当割交付金	184,000
5 株式等譲渡所得割交付金		303,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	303,000
6 法人事業税交付金		344,000
	1 法人事業税交付金	344,000
7 地方消費税交付金		3,278,000
	1 地方消費税交付金	3,278,000
8 ゴルフ場利用税交付金		64,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	64,000
9 環境性能割交付金		101,000
	1 環境性能割交付金	101,000
10 地方特例交付金		173,213

款	項	金額
		千円
	1 地方特例交付金	139,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	33,313
	3 定額減税減収補填特例交付金	900
11 地方交付税		4,750,000
	1 地方交付税	4,750,000
12 交通安全対策特別交付金		16,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,000
13 分担金及び負担金		153,618
	1 分担金	4,330
	2 負担金	149,288
14 使用料及び手数料		541,900
	1 使用料	342,485
	2 手数料	199,415
15 国庫支出金		8,648,065
	1 国庫負担金	4,534,599
	2 国庫補助金	4,030,187
	3 委託金	83,279
16 県支出金		5,644,977
	1 県負担金	2,300,504
	2 県補助金	3,057,604
	3 委託金	286,869
17 財産収入		86,122
	1 財産運用収入	48,759
	2 財産売払収入	37,363
18 寄附金		1,021,111

款	項	金額
		千円
	1 寄附金	1,021,111
19 繰入金		3,718,999
	1 基金繰入金	3,718,999
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		3,274,935
	1 延滞金加算金及び過料	22,071
	2 市預金利子	800
	3 貸付金元利収入	1,503,617
	4 受託事業収入	42,174
	5 雑入	1,706,273
22 市債		6,363,900
	1 市債	6,363,900
歳 入 合 計		60,720,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 266,104
	1 議会費	266,104
2 総務費		8,612,291
	1 総務管理費	7,308,526
	2 賦課徴収費	635,522
	3 戸籍住民基本台帳費	399,108
	4 選挙費	172,760
	5 統計調査費	61,909
	6 監査委員費	34,466
3 民生費		18,820,987
	1 社会福祉費	8,170,770
	2 児童福祉費	9,846,088
	3 生活保護費	783,013
	4 災害援助費	21,116
4 衛生費		6,503,348
	1 保健費	2,882,680
	2 衛生費	494,698
	3 清掃費	3,125,970
5 労働費		1,517,092
	1 労働諸費	1,517,092
6 農林水産業費		3,224,192
	1 農業費	2,322,928
	2 農地費	687,624
	3 林業費	213,609
	4 水産業費	31
7 商工費		1,034,476

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1,034,476
8 土木費		6,067,786
	1 土木管理費	342,465
	2 道路橋梁費	1,444,426
	3 河川費	1,962,783
	4 都市計画費	1,995,977
	5 住宅費	322,135
9 消防費		2,463,372
	1 消防費	2,463,372
10 教育費		6,853,982
	1 教育総務費	353,561
	2 小学校費	1,509,749
	3 中学校費	645,479
	4 幼稚園費	1,235,448
	5 社会教育費	1,226,913
	6 保健体育費	1,882,832
11 災害復旧費		193,884
	1 農林水産施設災害復旧費	75,279
	2 土木施設災害復旧費	106,285
	3 文教施設災害復旧費	12,320
12 公債費		5,125,490
	1 公債費	5,125,490
13 予備費		36,996
	1 予備費	36,996
歳 出 合 計		60,720,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
行政インターネット接続料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	1,387
行政情報システムクラウド接続冗長化回線使用料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	57,294
老人福祉センター管理運営委託（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	122,200
ききょう荘管理運営委託（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	382,767
大東・大須賀児童館管理運営委託（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	120,210
資源ごみ収集業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	519,305
プラスチック類収集業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	229,900
ごみ収集業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	760,805
農業近代化資金利子補給金（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 13 年度	3,678
小口資金利子補給金（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	81
短期経営改善資金利子補給金（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	324
道路改良工事（旧下小笠川・令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	10,000
河川整備工事（準用河川富部川・令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	60,000
海岸防災林整備工事（国安地区盛土工事）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	353,000
海岸防災林整備工事（浜野地区盛土工事）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	171,000
土地区画整理事業費補助金（水垂地内）	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	970,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
森林果樹公園管理運営委託（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	109,450
小学校体育館LED照明リース料（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 17 年度	34,100
中学校体育館LED照明リース料（令和7年度分）	自 令和 7 年度 至 令和 17 年度	36,300
原野谷学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	207,858
城東学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	225,858
松ヶ岡整備工事監理委託	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	27,000
松ヶ岡整備工事費	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	142,250
給食文化苑こうよりの丘LED照明リース料	自 令和 7 年度 至 令和 17 年度	9,020

第3表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (1,658,700)	地域振興事業	1,291,100	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	市庁舎改修事業	347,000			
	地域生涯学習センター改修事業	7,400			
	天竜浜名湖鉄道地域鉄道対策事業	13,200			
民生債 (123,900)	すこやかこども園改修事業	118,300			
	防災資機材備蓄施設整備事業	1,400			
	総合福祉センター改修事業	4,200			
衛生債 (189,400)	保健センター改修事業	39,000			
	中部地域健康医療支援センター施設改修事業	20,300			
	地域健康医療支援センター関連施設等改修事業	18,700			
	新井最終処分場水処理施設改修事業	93,500			
	板沢最終処分場整備事業	13,400			
	ごみ運搬車整備事業	4,500			
農林水産債 (178,800)	道の駅掛川改修事業	96,000			
	遠州南部とうもんの里総合案内所改修事業	3,300			
	農業農村整備事業	48,200			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	自然災害防止事業 (農業用溜池整備事業)	20,800	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
	県単治山事業	8,500			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業)	2,000			
土木債 (2,616,200)	道路橋梁維持事業	178,800			
	舗装改良事業	7,800			
	歩道改良事業	49,500			
	橋梁耐震補強事業	70,000			
	下垂木地区 まちづくり事業	54,500			
	大坂地区 まちづくり事業	44,400			
	公共道路事業	64,500			
	事業関連道路改良事業	31,500			
	地方道路等整備事業	54,000			
	辺地対策事業 (市道改良事業)	50,700			
	急傾斜地崩壊対策事業	25,200			
市単河川整備事業	320,700				
	海岸防災林強化事業	1,539,100			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	22世紀の丘公園 改修事業	125,500	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することができる。
消防債 (924,500)	西分署庁舎改修事業	79,300			
	中東遠消防指令センター 整備事業	5,200			
	化学消防車整備事業	70,600			
	防災施設等整備事業	2,000			
	防災資機材備蓄 施設整備事業	2,400			
	同報無線整備事業	699,000			
	消防団情報伝達システム 整備事業	11,700			
	Jアラート受信機等 整備事業	2,700			
消防ポンプ車整備事業	51,600				
教育債 (620,200)	学校施設環境改善事業	137,600			
	不登校児童生徒教育 支援室整備事業	1,600			
	文化ホール改修事業	65,800			
	中央図書館改修事業	70,300			
	大東図書館改修事業	17,100			
	総合体育館改修事業	110,200			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	いこいの広場改修事業	113,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	安養寺運動公園 改修事業	4,500			
	大須賀中央公民館 改修事業	39,100			
	松ヶ岡整備推進事業	32,100			
	こうようの丘改修事業	28,100			
災害復旧債 (45,500)	農業施設災害復旧事業	13,200			
	林業施設災害復旧事業	4,700			
	土木施設災害復旧事業	23,700			
	教育施設災害復旧事業	3,900			
県貸付金 (6,700)	災害援護資金県貸付金	6,700			
合計		6,363,900			

令和7年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和7年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,634,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,186,386
	1 国民健康保険税	2,186,386
2 使用料及び手数料		9
	1 手数料	9
3 県支出金		8,353,726
	1 県補助金	8,353,726
4 財産収入		355
	1 財産運用収入	355
5 繰入金		1,046,269
	1 一般会計繰入金	831,269
	2 基金繰入金	215,000
6 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
7 諸収入		28,180
	1 延滞金加算金及び過料	17,486
	2 預金利子	1
	3 雑入	10,693
歳 入 合 計		11,634,925

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 174,951
	1 総務管理費	126,049
	2 徴税費	44,664
	3 運営協議会費	213
	4 趣旨普及費	4,025
2 保険給付費		8,235,325
	1 療養諸費	7,119,480
	2 高額療養費	1,086,686
	3 助産諸費	20,009
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	100
	6 傷病手当金	50
3 国民健康保険事業費納付金		3,082,813
	1 医療給付費分	2,088,018
	2 後期高齢者支援金等分	754,107
	3 介護納付金分	240,688
4 保健事業費		122,587
	1 保健事業費	122,587
5 基金積立金		355
	1 基金積立金	355
6 公債費		200
	1 一般公債費	200
7 諸支出金		15,000
	1 償還金及び還付加算金	15,000
8 予備費		3,694
	1 予備費	3,694
歳 出 合 計		11,634,925

議案第3号

令和7年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和7年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,853,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,466,143
	1 後期高齢者医療保険料	1,466,143
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		383,808
	1 一般会計繰入金	383,808
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,701
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,600
歳 入 合 計		1,853,653

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 40,354
	1 総務管理費	33,006
	2 徴収費	7,348
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,740,697
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,740,697
3 保健事業費		69,902
	1 保健事業費	69,902
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
歳 出 合 計		1,853,653

令和7年度掛川市介護保険特別会計予算

令和7年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,548,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,369,120
	1 介護保険料	2,369,120
2 分担金及び負担金		45,620
	1 負担金	45,620
3 国庫支出金		1,996,462
	1 国庫負担金	1,749,918
	2 国庫補助金	246,544
4 支払基金交付金		2,700,304
	1 支払基金交付金	2,700,304
5 県支出金		1,496,766
	1 県負担金	1,439,838
	2 県補助金	56,928
6 財産収入		2,674
	1 財産運用収入	2,674
7 繰入金		1,922,234
	1 一般会計繰入金	1,643,966
	2 基金繰入金	278,268
8 繰越金		20
	1 繰越金	20
9 諸収入		14,956
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	14,936
歳 入 合 計		10,548,156

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 270,651
	1 総務管理費	63,233
	2 徴収費	17,820
	3 介護認定審査会費	189,598
2 保険給付費		10,271,211
	1 保険給付費等諸費	9,819,560
	2 地域支援事業費	451,651
3 基金積立金		2,674
	1 基金積立金	2,674
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,920
	1 償還金及び還付加算金	2,920
歳 出 合 計		10,548,156

令和7年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和7年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ534,077千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,435
	1 財産運用収入	756
	2 財産売却収入	679
2 繰入金		1,485
	1 基金繰入金	1,485
3 繰越金		531,107
	1 繰越金	531,107
4 諸収入		50
	1 預金利子	50
歳 入 合 計		534,077

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		千円 534,077
	1 公共用地取得事業費	534,077
歳 出 合 計		534,077

令和7年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和7年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,762千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 48
	1 使用料	48
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 諸収入		75,614
	1 雑入	75,614
歳入合計		75,762

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 75,262
	1 駅周辺施設管理費	75,262
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		75,762

令和7年度上西郷財産区特別会計予算

令和7年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,672千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 571
	1 財産運用収入	571
2 繰越金		3,100
	1 繰越金	3,100
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,672

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 176
	1 管理会費	176
2 総務費		1,097
	1 総務管理費	1,097
3 予備費		2,399
	1 予備費	2,399
歳 出 合 計		3,672

令和7年度桜木財産区特別会計予算

令和7年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		35
	1 基金繰入金	35
3 繰越金		30
	1 繰越金	30
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		67

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 57
	1 総務管理費	57
2 予備費		10
	1 予備費	10
歳 出 合 計		67

令和7年度東山財産区特別会計予算

令和7年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,265
	1 財産運用収入	1,265
2 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		5,266

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 590
	1 管理会費	590
2 総務費		2,094
	1 総務管理費	2,094
3 予備費		2,582
	1 予備費	2,582
歳 出 合 計		5,266

令和7年度佐束財産区特別会計予算

令和7年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8,568
	1 財産運用収入	8,568
2 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
歳 入 合 計		10,568

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		8,465
	1 総務管理費	8,465
3 予備費		1,370
	1 予備費	1,370
歳 出 合 計		10,568

議案第11号

令和7年度倉真財産区特別会計予算

令和7年度倉真財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 11
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	10
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 繰入金		1,000
	1 基金繰入金	1,000
歳入合計		2,011

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 380
	1 管理会費	380
2 総務費		946
	1 総務管理費	946
3 予備費		685
	1 予備費	685
歳 出 合 計		2,011

議案第12号

令和7年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	51,400件
(2) 総給水量	14,250,000m ³
(3) 一日平均給水量	39,041m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 一般配水管改良事業	453,000千円
イ 防災・安全交付金事業	300,000千円
ウ 菌ヶ谷受水点化事業	204,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,113,544千円
第1項 営業収益		2,800,242千円
第2項 営業外収益		313,299千円
第3項 特別利益		3千円
	支	出
第1款 水道事業費用		3,049,765千円
第1項 営業費用		2,917,803千円
第2項 営業外費用		121,951千円
第3項 特別損失		11千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額949,621千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,286千円、過年度分損益勘定留保資金650,335千円、建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		680,730千円
第1項 負担金		67,500千円
第2項 他会計支出金		60,729千円
第3項 企業債		450,000千円
第4項 国庫支出金		102,500千円
第5項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,630,351千円
第1項 建設改良費		1,375,671千円
第2項 企業債償還金		248,700千円
第3項 国庫補助金返還金		5,980千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業変更認可申請書作成業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	14,700千円
機械設備改良事業 水道料金システム更新業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	42,500千円
一般配水管改良事業 配水管布設替に伴う設計業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	15,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替工事	令和7年度から 令和8年度まで	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業 (送配水設備改良事業)	450,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 185,078千円

(他会計からの補助金)

第10条 上水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,858千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,300千円と定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第13号

令和7年度掛川市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	205件
(2) 総給水量	52,152m ³
(3) 一日平均給水量	143m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 機械設備改良事業	3,630千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		15,503千円
第1項 営業収益		6,361千円
第2項 営業外収益		9,137千円
第3項 特別利益		5千円
	支	出
第1款 水道事業費用		23,472千円
第1項 営業費用		22,839千円
第2項 営業外費用		628千円
第3項 特別損失		5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,545千円は、過年度分損益勘定留保資金2,545千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,110千円
第1項 他会計支出金		1,110千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,655千円
第1項 建設改良費		3,655千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,126千円である。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和7年度掛川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,186ha
(2) 年間総処理水量	4,079,000m ³
(3) 一日平均処理水量	11,175m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路建設事業	1,147,202千円
イ ポンプ場建設改良事業	35,100千円
ウ 処理場建設改良事業	51,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,002,562千円
第1項 営業収益	606,151千円
第2項 営業外収益	1,396,408千円
第3項 特別利益	3千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,966,161千円
第1項 営業費用	1,740,208千円
第2項 営業外費用	225,851千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額535,746千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,798千円、当年度分損益勘定留保資金490,948千円、利益剰余金処分量10,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,862,088千円
第1項 企業債	1,543,500千円
第2項 負担金	19,699千円
第3項 国庫支出金	206,050千円
第4項 他会計支出金	92,839千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,397,834千円
第1項 建設改良費	1,233,502千円
第2項 企業債償還金	1,164,332千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中継ポンプ施設管理委託	令和7年度から 令和10年度まで	4,152千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	903,500千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	640,000千円			
合 計	1,543,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 109,405千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、198,669千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち10,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和7年度掛川市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	227ha
(2) 年間総処理水量	416,000m ³
(3) 一日平均処理水量	1,140m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	295,841千円
第1項 営業収益	61,810千円
第2項 営業外収益	234,028千円
第3項 特別利益	3千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	294,730千円
第1項 営業費用	274,775千円
第2項 営業外費用	19,853千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,641千円は、当年度分損益勘定留保資金44,541千円及び利益剰余金処分量100千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	71,184千円
第1項 企業債	50,000千円
第2項 他会計支出金	21,184千円
支 出	
第1款 資本的支出	115,825千円
第1項 企業債償還金	115,825千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	50,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合計	50,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,451千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、101,921千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち100千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第16号

令和7年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数 1,756基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		211,542千円
第1項 営業収益		93,610千円
第2項 営業外収益		117,929千円
第3項 特別利益		3千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		211,542千円
第1項 営業費用		199,631千円
第2項 営業外費用		11,859千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,055千円は、当年度分損益勘定留保資金44,055千円及び利益剰余金処分額1,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		4,105千円
第1項 他会計支出金		4,105千円
	支	出
第1款 資本的支出		49,160千円
第1項 企業債償還金		49,160千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、120,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,686千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,482千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第17号

掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなったこと又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）第15条に規定する特別休暇（職員の出産を事由とするものに限る。）を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要があると認める事由に該当すること。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号、第2号又は第4号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期为定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を前項の規定により更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(掛川市職員定数条例の一部改正)

2 掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(定数外の職員) 第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。 (1)～(5) (略)	(定数外の職員) 第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。 (1)～(5) (略) <u>第6条 掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例</u> <u>(令和7年掛川市条例第1号) 第2条の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員</u>
2 (略)	2 (略)

(掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(5) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、 <u>第2条第3号を除く各号</u> に掲げる職員とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項又は <u>掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年掛川市条例第1号）第10条第1項</u> の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(5) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、 <u>第2条第1号、第2号及び第4号</u> に掲げる職員とする。

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第21条の2 (略)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第22条 (略)</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第21条の2 (略)</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第21条の3 <u>地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第22条 (略)</p>

(掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年掛川市条例第207号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常</p>	<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常</p>

勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(6) 職員の休業に関する状況

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

議案第18号

掛川市自主運行バス掛川大須賀線条例の制定について

掛川市自主運行バス掛川大須賀線条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市自主運行バス掛川大須賀線条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、掛川市自主運行バス掛川大須賀線の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の日常生活に必要な交通手段の確保及び地域の活性化を促進することを目的として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送を行う事業を実施するため、掛川市自主運行バス掛川大須賀線（以下「自主運行バス」という。）を設置する。

(管理)

第3条 自主運行バスの管理は、市長が行う。

(運行区間等)

第4条 自主運行バスの運行区間、運行日、運行回数、運行時刻及び停留所については、規則で定める。

(運行制限等)

第5条 市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認める場合は、運行区間を制限し、運行時刻を変更し、又は運行を中止することができる。

2 前項の規定による運行区間の制限等を行う場合は、あらかじめ別に定める方法により市民に周知するものとする。ただし、緊急時又はやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(運賃)

第6条 自主運行バスを利用しようとする者は、別表第1に定める額の運賃を乗車する際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者の運賃は、半額とする。

(回数乗車券等の発行)

第7条 市長は、自主運行バスを利用する者の利便を図るため、別表第2に定める回数乗車券及び別表第3に定める定期乗車券を発行することができる。

2 回数乗車券により前条第1項の運賃を納付する場合において、当該回数乗車券の額と当該運賃の額に差額が生じても、当該差額は、返還しない。

(運賃の不還付)

第8条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該運賃

の全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、自主運行バスの管理又は運営上支障があると認めるときは、自主運行バスの利用を制限することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分	運賃の額（1乗車）
中学生以上	600円
小学生	300円
小学校就学前の乳幼児	無料

別表第2（第7条関係）

区 分	金 額
60回分	20,000円
180回分	57,000円
240回分	76,000円
360回分	108,000円

備考 有効期限は、発行日から1年間とする。

別表第3（第7条関係）

種 別	区 分	金 額
定期乗車券（普通）	1か月	14,200円
	3か月	40,400円
	4か月	53,900円
	6か月	76,600円
定期乗車券（障害）	1か月	9,900円
	3か月	28,200円

議案第19号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(掛川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の分限に関する条例（平成17年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(失職の例外) 第10条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第10条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(期末手当の支給制限) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつ	(期末手当の支給制限) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつ

ては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第33条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関

ては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第33条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関

し、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	し、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
--	---

(掛川市法定外道路管理条例の一部改正)

第3条 掛川市法定外道路管理条例(平成17年掛川市条例第135号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)	(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)

(掛川市普通河川条例の一部改正)

第4条 掛川市普通河川条例(平成17年掛川市条例第136号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3) (略) 第20条 第3条の規定に違反した者又は第4条第	(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3) (略) 第20条 第3条の規定に違反した者又は第4条第

1項第7号の規定に違反して、汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。	1項第7号の規定に違反して、汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3月以下の拘禁刑、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。
--	---

(掛川市消防団条例の一部改正)

第5条 掛川市消防団条例(平成17年掛川市条例第188号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) (略)</p>

(掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年掛川市条例第190号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p>

(2)～(5) (略)

(2)～(5) (略)

(掛川市名誉市民条例の一部改正)

第7条 掛川市名誉市民条例（平成17年掛川市条例第211号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(待遇) 第5条 (略) 2 名誉市民が、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。	(待遇) 第5条 (略) 2 名誉市民が、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。

(掛川市表彰条例の一部改正)

第8条 掛川市表彰条例（平成18年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(待遇の停止) 第7条 被表彰者が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたときは、前条各号に掲げる待遇を停止する。	(待遇の停止) 第7条 被表彰者が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、前条各号に掲げる待遇を停止する。

(掛川市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第9条 掛川市行政不服審査法施行条例（平成28年掛川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第34条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第34条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第11条 掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年掛川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(罰則) 第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に

関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例第33条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の委任)

第15条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第20号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する</p>

養子縁組里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項について同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合に

養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤

<p>おける休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第19条 削除</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第19条の2 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、同項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うも

のに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、市長が別に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用職員の取扱い)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。第6項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (暫定再任用職員の取扱い)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。第6項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>

議案第21号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超え、60歳までの者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>(2) 60歳を超える者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 第3項の規定により次に掲げる職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(扶養手当)</p>

第14条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つ

第14条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

た者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用

(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に100分の4（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担

しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す

ることを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す

ることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

ることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(単身赴任手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第30条 (略)

2 第4条、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第31条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額(規則で定める5種以上

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第30条 (略)

2 第4条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第31条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.0を乗じて得た額(規則で定める5種以上

の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第34条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125.0」とあるのは「100分の70.00」と、「100分の105.0」とあるのは「100分の60.00」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第34条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105.0（特定管理職員にあっては、100分の125.0）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50.00（特定管理職員にあっては、100分の60.00）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		

34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,500		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,700		
86	256,000	297,100	346,000		398,500			
87	256,300	297,400	346,400		398,800			
88	256,600	297,700	346,800		399,000			
89	256,900	298,000	347,000		399,200			
90	257,200	298,300	347,400		399,500			
91	257,500	298,600	347,800		399,800			
92	257,800	299,000	348,200		400,000			
93	258,100	299,200	348,400		400,200			
94		299,400	348,800		400,500			
95		299,700	349,200		400,800			
96		300,100	349,500		401,000			
97		300,300	349,800		401,200			
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						

	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>特殊勤務手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、 <u>災害派遣手当</u> 、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 及び退職手当とする。	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、 <u>特殊勤務手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、 <u>災害派遣手当</u> 及び退職手当とする。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)～(5) (略)

(通勤手当)

第8条 (略)

(特殊勤務手当)

第9条 (略)

(特定任期付職員業績手当)

第17条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その給料月額に相当する額を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

(特定任期付職員についての適用除外)

第23条の2 第4条、第5条、第7条、第10条、第11条第2項、第12条及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3)～(5) (略)

(通勤手当)

第8条 (略)

(在宅勤務等手当)

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第5条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

(特定任期付職員についての適用除外)

第23条の2 第3条、第4条、第5条及び第7条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第4条、<u>第11条から第15条まで、第17条及び第34条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」及び特定任期付職員業績手当</u>と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第4条、<u>第12条から第14条まで及び第17条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第1項、<u>第31条第2項及び第34条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第30条第1項中「<u>第12条第1項の規定の適用を受ける</u></p>

任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の125.0」とあるのは「100分の95」と、給与条例第34条第2項第1号中「100分の105.0」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において掛川市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心

身障害者」とあるのは、

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額、第1条改正後給与条例第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 第1条改正後給与条例第18条第4項及び第20条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4

37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90		86	82		
95	91		87	83		
96	92		88	84		
97	93		89	85		
98	94		90			
99	95		91			
100	96		92			
101	97		93			
102	98		94			
103	99		95			
104	100		96			
105	101		97			
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第22号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公共土木施設災害応急作業に係る特殊勤務手当</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(公共土木施設災害応急作業に係る特殊勤務手当)</u></p> <p>第10条 <u>公共土木施設災害応急作業に係る特殊勤務手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる場所において行う巡回監視</u></p> <p><u>ア 市が管理する河川の堤防等における重大な災害の発生箇所又は発生するおそれがある箇所</u></p> <p><u>イ 市が管理する道路における重大な災害の発生箇所若しくは発生するおそれがあるため道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき通行が禁止されている区間又はその周辺</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>災害応急作業等に係る特殊勤務手当</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(災害応急作業等に係る特殊勤務手当)</u></p> <p>第10条 <u>災害応急作業等に係る特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は応急作業等（当該現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査をいう。）</u></p> <p><u>ア 河川の堤防等</u></p> <p><u>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p><u>ウ 港湾施設又は鉄道施設等</u></p>

(2) 次に掲げる場所において行う応急作業又は
応急作業のための災害状況調査

ア 市が管理する河川の堤防等における重大
な災害の発生箇所又は発生するおそれがあ
る箇所

イ 市が管理する道路における重大な災害の
発生箇所若しくは発生するおそれがある箇
所又はその周辺

(3) 市が管理する河川若しくは道路又はその周
辺において行う作業で、市長が前2号に掲げ
る作業に相当すると認めるもの

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生
するおそれがある場合において災害対策基本
法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の
規定に基づき居住者等が避難のための立退き
を指示された地域又は同法第63条第1項の規
定に基づき設定された警戒区域で行う災害状
況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若
しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故によ
り重大な災害が発生した箇所又はその周辺に
おいて行う災害警備、遭難救助又は通信施設
の臨時設置、運用若しくは保守の作業

(4) 異常な自然現象により重大な災害が発生
し、又は発生するおそれがある場合におい
て、災害対策基本法第23条第1項又は第23条
の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設
置された地方公共団体の区域に派遣されて行
う関係行政機関等との災害応急対策に係る連
絡調整の作業

(5) 前各号に掲げる作業に相当すると市長が認
める作業

2 第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る場合の前項の手当の額は、それぞれ当該各号
に定める額（同一の日において当該各号に掲げ
る場合の2以上に該当するときは、当該各号に
定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 前項第1号から第3号までの作業又は同項
第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相
当する作業を除く。）が日没時から日出時まで
の間において行われた場合 別表に定める額
にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 前項第3号の作業又は同項第5号の作業の
うち同項第3号に掲げる作業に相当する作業
が著しく危険であると市長が認める場合 別
表に定める額にその100分の100に相当する額
を加算した額

(3) 前項第1号から第3号までの作業又は同項
第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相
当する作業を除く。）が市長が著しく危険であ
ると認める区域で行われた場合 別表に定め

	<p><u>る額にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p>(4) <u>前項第4号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第4号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 別表に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</u></p>
--	--

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

特殊勤務の区分		特殊勤務手当の額	
市税徴収事務に係る特殊勤務手当		1日につき350円	
感染症予防等業務に係る特殊勤務手当		1日につき300円	
社会福祉業務に係る特殊勤務手当		1日につき200円	
不快な業務に係る特殊勤務手当	行旅病人取扱作業手当	1件につき1,000円（夜間の場合は、2,000円）	
	行旅死亡人取扱作業手当	1件につき3,000円（夜間の場合は、6,000円）	
	清掃作業手当	1日につき500円（清掃作業中に野犬、猫等の事故死処理をした場合は、1匹につき500円を加算）	
	し尿処理作業手当	1日につき500円	
	浄化槽検査手当	1日につき500円（当該検査に要した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）	
消防業務及び救急業務に係る特殊勤務手当	夜間特殊業務手当	勤務時間が深夜の全部を含む場合	1回につき1,100円
		勤務時間が深夜の一部を含む場合	1回につき1,000円（2時間に満たない場合は、500円）
	緊急出動手当	災害出動	1回につき200円
		救急出動	1回につき250円
道路上作業に係る特殊勤務手当		1日につき300円（当該作業に従事した時間が1日について3時間55分に満たない場合は、150円）	
災害応急作業等に係る特殊勤務手当	第10条第1項第1号の巡回監視	1日につき710円（大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円。以下この項において同じ。）	
	第10条第1項第1号の応急作業等	1日につき1,080円	
	第10条第1項第2号に掲げる作業	1日につき1,080円	
	第10条第1項第3号に掲げる作業	1日につき840円	
	第10条第1項第4号に掲げる作業	1日につき710円	
	第10条第1項第5号に掲げる作業	1日につき1,080円を超えない範囲内において市長が定める額	
迷い犬等の保護作業に係る特殊勤務手当		1日につき500円	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第23号

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごと</u>に、<u>当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたもの</u>とみなす。</p> <p><u>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相</u></p>	<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたもの</u>とみなす。</p>

当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない

15～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しな

処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条の2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条の2第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条の2第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条の3において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条の3において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行

い処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条の2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条の2第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条の2第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条の3において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条の3において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行

うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

7 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けている

うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条の3 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

7 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただ

ときは、この限りでない。

8 旧機関の職員が、第11条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例による退職手当は、支給しない。

12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、24条の2第1項に規定する指導基準に照らしてかつ、市長が同項に規定する指導基準に照らし再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当

し、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8 旧機関の職員が、第11条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

12 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。<u>以下「新地方公務員法」という。</u>）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。<u>以下同じ。</u>）に対する改正後の掛川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「<u>新地方公務員法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）</u>」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の掛川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「<u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）</u>」とする。</p>

議案第24号

掛川市部設置条例の一部改正について

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p><u>(1) 総務部</u></p> <p><u>(2) 企画政策部</u></p> <p><u>(3) 協働環境部</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 <u>総務部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 市議会に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(3) 予算その他財務に関すること。</u></p> <p><u>(4) 財産の管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市税に関すること。</u></p> <p>2 <u>企画政策部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p><u>(1) 経営企画部</u></p> <p><u>(2) 人事・総務部</u></p> <p><u>(3) 財務部</u></p> <p><u>(4) 生涯学習まちづくり部</u></p> <p><u>(5) 暮らし環境部</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 <u>経営企画部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 基本的施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 秘書、渉外及び広報広聴に関すること。</u></p> <p><u>(3) マーケティングに関すること。</u></p> <p><u>(4) 情報化の推進及び電子計算機による処理に関すること。</u></p> <p>2 <u>人事・総務部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p>

<p>る。</p> <p>(1) 基本的施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 秘書、渉外及び広報広聴に関すること。</p> <p>(3) 情報化の推進及び電子計算機による処理に関すること。</p> <p>(4) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</p> <p>3 協働環境部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域振興及び土地対策に関すること。</p> <p>(2) 市民文化に関すること。</p> <p>(3) 文化財の保護に関すること。</p> <p>(4) スポーツに関すること。</p> <p>(5) 環境衛生に関すること。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 市議会に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 財産の管理に関すること。</p> <p>3 財務部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算その他財務に関すること。</p> <p>(2) 市税に関すること。</p> <p>4 生涯学習まちづくり部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域振興及び土地対策に関すること。</p> <p>(2) 市民文化に関すること。</p> <p>(3) 文化財の保護に関すること。</p> <p>(4) スポーツに関すること。</p> <p>5 暮らし環境部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境衛生に関すること。</p> <p>(2) 移住及び定住並びに空き家対策に関すること。</p> <p>(3) 戸籍、住民基本台帳等に関すること。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(掛川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 掛川市特別職報酬等審議会条例（平成17年掛川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総務部」を「人事・総務部」に改める。

(掛川市生涯学習まちづくり土地条例の一部改正)

- 3 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）の一部を次のように改正する。
第26条中「協働環境部」を「生涯学習まちづくり部」に改める。

(掛川市文化財保護条例の一部改正)

- 4 掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）の一部を次のように改正する。
第50条中「協働環境部」を「生涯学習まちづくり部」に改める。

(掛川市総合計画審議会条例の一部改正)

- 5 掛川市総合計画審議会条例（平成17年掛川市条例第212号）の一部を次のように改正する。
第7条中「企画政策部」を「経営企画部」に改める。

(掛川市環境基本条例の一部改正)

- 6 掛川市環境基本条例（平成17年掛川市条例第227号）の一部を次のように改正する。
第26条中「協働環境部」を「くらし環境部」に改める。

(掛川市男女共同参画条例の一部改正)

- 7 掛川市男女共同参画条例（平成18年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第21条中「企画政策部」を「経営企画部」に改める。

(掛川市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

- 8 掛川市自然環境の保全に関する条例（平成18年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第19条中「協働環境部」を「くらし環境部」に改める。

(掛川市行財政改革審議会条例の一部改正)

- 9 掛川市行財政改革審議会条例（平成21年掛川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第9条中「企画政策部」を「財務部」に改める。

(掛川市行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 10 掛川市行政不服審査法施行条例（平成28年掛川市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部」を「人事・総務部」に改める。

議案第25号

掛川市職員定数条例の一部改正について

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 消防職員 <u>117人</u> (9) (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 消防職員 <u>134人</u> (9) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

掛川市公民館条例の一部改正について

掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市公民館条例の一部を改正する条例

掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表掛川市大東千浜西公民館、掛川市大東国浜公民館及び掛川市大東佐東公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号

掛川市老人福祉センター条例及び掛川市都市公園条例の一部改正について

掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）及び掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市老人福祉センター条例及び掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

(掛川市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者（市内に居住する者に限る。）は、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者（市内に居住する者に限る。）は、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u></p>

(掛川市都市公園条例の一部改正)

第2条 掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表備考を次のように改める。

備考 市内に住所を有する者で、年齢が65歳（市長が特に認める者にあつては、60歳）以上のもの又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付若しくは同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けているものの利用料金は、無料とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

掛川市子ども・子育て会議条例の一部改正について

掛川市子ども・子育て会議条例（平成25年掛川市条例第29号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

掛川市子ども・子育て会議条例（平成25年掛川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 子どもの保護者</u></p> <p><u>(2) 事業主を代表する者</u></p> <p><u>(3) 労働者を代表する者</u></p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p><u>(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(7) 市の職員</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、<u>法第7条第1項の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者</u>その他市長が必要と認める者<u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条―第23条の3」に改める。

第20条の3第1項中「この条」の次に「及び第23条の2」を加える。

第20条の4第1項中「この条」の次に「及び第23条の3」を加え、「第12条第1項又は同法第13条第2項」を「第11条第1項又は法第12条第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。） 1戸につき5,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他市長が共用部分と認めるもの））

（ア） 判定戸数が1戸のもの 1件につき5,000円

（イ） 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき10,000円

（ウ） 判定戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき17,000円

（エ） 判定戸数が11戸以上のもの 1件につき29,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

オ その他の建築物

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

（ア） 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この条において「市長が定める基準」という。）による判定 1戸につき18,000円

（イ） その他の基準による判定 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

- (ア) 判定戸数が1戸のもので市長が定める基準による判定 1件につき18,000円
- (イ) その他の基準による判定 1戸につき37,000円
- (ウ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき35,000円
- (エ) その他の基準による判定 1戸につき75,000円
- (オ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき51,000円
- (カ) その他の基準による判定 1戸につき106,000円
- (キ) 判定戸数が11戸以上のもので市長が定める基準による判定 1件につき75,000円
- (ク) その他の基準による判定 1戸につき150,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき118,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき149,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分であって工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの。以下この項において「工場等」という。）の用途に供する部分を除いた部分

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定 1件につき94,000円
- (イ) その他の基準による判定 1戸につき246,000円
- (ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定 1件につき120,000円
- (エ) その他の基準による判定 1戸につき309,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき20,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき28,000円

カ その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定のもの 1件につき94,000円
- (イ) それ以外の基準による判定の場合 1件につき246,000円

(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定のもの
1 件につき120,000円

(エ) それ以外の基準による判定の場合 1 件につき309,000円

キ その他の建築物の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき20,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき28,000円

第20条の4第2項中「法第12条第2項又は同法第13条第3項」を「法第11条第2項又は法第12条第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合

ア 一戸建ての住宅 1 戸につき3,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

(ア) 判定戸数が1戸のもの 1 件につき3,000円

(イ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき6,000円

(ウ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき10,000円

(エ) 判定戸数が11戸以上のもの 1 件につき17,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき10,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき10,000円

オ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき10,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び市長が定める基準による判定 1 戸につき9,000円

(イ) その他の基準による判定 1 戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

- (ア) 判定戸数が1戸のもので市長が定める基準による判定 1件につき9,000円
 - (イ) その他の基準による判定 1戸につき19,000円
 - (ウ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき18,000円
 - (エ) その他の基準による判定 1戸につき38,000円
 - (オ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき27,000円
 - (カ) その他の基準による判定 1戸につき55,000円
 - (キ) 判定戸数が11戸以上のもので市長が定める基準による判定 1件につき40,000円
 - (ク) その他の基準による判定 1戸につき78,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき60,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき76,000円
- エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分であって工場等の用途に供する部分を除いた部分
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定 1件につき48,000円
 - (イ) その他の基準による判定 1戸につき124,000円
 - (ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定 1件につき61,000円
 - (エ) その他の基準による判定 1戸につき156,000円
- オ 一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき11,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき16,000円
- カ その他の建築物の工事等の用途に供する部分を除いた部分
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 市長が定める基準による判定の場合 1件につき48,000円
 - b その他の基準による判定の場合 1件につき124,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 市長が定める基準による判定の場合 1件につき61,000円
 - b その他の基準による判定の場合 1件につき156,000円

キ その他の建築物の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき16,000円

第20条の4第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第1号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同号イ(ウ)中「住戸部分及び共用部分以外の部分」を「非住宅部分」に改め、同項第2号ア(ア)中「法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）」を「市長が定める基準」に改め、同号ア(ウ)中「住戸部分及び共用部分以外の部分」を「非住宅部分」に改め、同条第4項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「法第36条第2項において準用する法第35条第1項第1号」を「法第31条第2項において準用する法第30条第1項第1号」に改め、同号イ(ウ)及び同項第2号イ(ウ)中「住戸部分及び共用部分以外の部分」を「非住宅部分」に改め、同条第5項を次のように改め、同条第6項を削る。

5 法第10条第1項の規定が適用される場合（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築をする場合及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの規定により住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第7項に規定する検査報告書又はその写しを提出する場合を除く。）は、前各項及び第23条の3に規定する手数料のほか、法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）1棟ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 3,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

ア 申請又は通知に係る戸数（以下この項において「申請等戸数」という。）が1戸のもの
3,000円

イ 申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの 4,000円

ウ 申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの 10,000円

エ 申請等戸数が11戸以上のもの 15,000円

(3) 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき2,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき2,000円

- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき5,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(4) 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分であって工場等の用途に供する部分を除いた部分

- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき2,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき2,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき5,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(5) 一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分

- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき1,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき1,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき1,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき1,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき2,000円

第5章第3節中第23条の次に次の2条を加える。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則による手数料)

第23条の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の書面の交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき1,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの 1件につき1,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき3,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき5,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき8,000円

(イ) 共用部分

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円
- ウ その他の建築物
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円
- (2) その他の場合
- ア 一戸建ての住宅
- (ア) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この条において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 1戸につき4,000円
 - (イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき9,000円
- イ 一戸建ての住宅以外の住宅
- (ア) 住戸部分
- a 申請戸数が1戸のもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき4,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき9,000円
 - b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき9,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき19,000円
 - c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき13,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき27,000円
 - d 申請戸数が11戸以上のもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき20,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき39,000円
- (イ) 共用部分
- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき30,000円

- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき38,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき24,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき62,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき30,000円
 - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき24,000円
 - b その他の基準による審査を行う場合 1件につき62,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき30,000円
 - b その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則による手数料)

第23条の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この条において「省令」という。）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更該当証明書の交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合

- ア 一戸建ての住宅 1戸につき1,000円
- イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分
 - (ア) 判定戸数が1戸のもの 1件につき1,000円
 - (イ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき3,000円
 - (ウ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき5,000円
 - (エ) 判定戸数が11戸以上のもの 1件につき8,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

オ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この条において「市長が定める基準」という。）による判定 1戸につき4,000円

(イ) その他の基準による判定 1戸につき9,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

(ア) 判定戸数が1戸のもので市長が定める基準による判定 1件につき4,000円

(イ) その他の基準による判定 1件につき9,000円

(ウ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき9,000円

(エ) その他の基準による判定 1件につき19,000円

(オ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき13,000円

(カ) その他の基準による判定 1件につき27,000円

(キ) 判定戸数が11戸以上のもので市長が定める基準による判定 1件につき20,000円

(ク) その他の基準による判定 1戸につき39,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき38,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分であって工場等の用途に供する部分を除いた部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定 1件につき24,000円

(イ) その他の基準による判定 1戸につき62,000円

(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定 1件につき30,000円

(エ) その他の基準による判定 1戸につき78,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき5,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき8,000円

カ その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が認める基準による判定 1件につき24,000円

(イ) その他の基準による判定 1件につき62,000円

(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が認める基準による判定 1件につき30,000円

(エ) その他の基準による判定 1件につき78,000円

キ その他の建築物の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき5,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき8,000円

2 省令第28条の書面の交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長が定める機関が交付した法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき1,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

(ア) 判定戸数が1戸のもの 1件につき1,000円

(イ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき3,000円

(ウ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき5,000円

(エ) 判定戸数が11戸以上のもの 1件につき8,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

オ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき5,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 市長が定める基準による判定 1戸につき4,000円

(イ) その他の基準による判定 1戸につき9,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

(ア) 判定戸数が1戸のもので市長が定める基準による判定 1件につき4,000円

(イ) その他の基準による判定 1件につき9,000円

(ウ) 判定戸数が2戸以上5戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき9,000円

(エ) その他の基準による判定 1件につき19,000円

(オ) 判定戸数が6戸以上10戸以下のもので市長が定める基準による判定 1件につき13,000円

(カ) その他の基準による判定 1件につき27,000円

(キ) 判定戸数が11戸以上のもので市長が定める基準による判定 1件につき20,000円

(ク) その他の基準による判定 1戸につき39,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき38,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定 1件につき24,000円

(イ) その他の基準による判定 1戸につき62,000円

(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定 1件につき30,000円

(エ) その他の基準による判定 1戸につき78,000円

オ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもので市長が定める基準による判定 1件につき24,000円

(イ) その他の基準による判定 1戸につき62,000円

(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので市長が定める基準による判定 1件につき30,000円

(エ) その他の基準による判定 1戸につき78,000円

3 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に省令第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物が含まれる場合は、第20条の4及び前2項に規定する手数料のほか、省令第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物1棟ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合

ア 一戸建ての住宅（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。以下同じ。） 13,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。以下同じ。）

(ア) 申請又は通知に係る戸数（以下この項において「申請等戸数」という。）が1戸のもの
13,000円

(イ) 申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの 24,000円

(ウ) 申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの 34,000円

(エ) 申請等戸数が11戸以上のもの 46,000円

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合

ア 一戸建ての住宅 6,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分

(ア) 申請等戸数が1戸のもの 6,000円

(イ) 申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの 12,000円

(ウ) 申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円

(エ) 申請等戸数が11戸以上のもの 23,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

掛川市公共下水道条例の一部改正について

掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市公共下水道条例の一部を改正する条例

掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第13条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値2・3 (略)</p>	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第13条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第18条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び前条の規定により排水処理施設に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排水処理施設に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により、当該排水処理施設からの放流水に関する排水基準が定められたもの（前条第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第18条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び前条の規定により排水処理施設に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排水処理施設に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により、当該排水処理施設からの放流水に関する排水基準が定められたもの（前条第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1) <u>責任技術者が1人以上専属</u>していること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>専属する責任技術者が</u>県協会の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～キ (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 掛川市汚水処理施設条例第7条、掛川市公共下水道条例第8条、掛川市農業集落排水処理施設条例第10条又は掛川市戸別浄化槽条例<u>第14条</u>の規定による確認を受けた工事でなければ着手してはならないこと。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定要件等に関する事項の届出義務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1) <u>責任技術者を1人以上選任</u>していること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 責任技術者が県協会の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～キ (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 掛川市汚水処理施設条例第7条、掛川市公共下水道条例第8条、掛川市農業集落排水処理施設条例第10条又は掛川市戸別浄化槽条例<u>第17条</u>の規定による確認を受けた工事でなければ着手してはならないこと。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定要件等に関する事項の届出義務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。</p>

(1)～(4) (略)

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(6) (略)

(1)～(4) (略)

(5) 責任技術者に異動があったとき。

(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号

掛川市消防団条例の一部改正について

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>803人</u>とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>基本消防団員</u>には、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>700人</u>とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>団員</u>には、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。</p> <p>3 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区 分	年 額 報 酬 の 額	
基本消防団員	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	本部長	60,000円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長	37,000円
	班長	37,000円
	団員	36,500円
機能別消防団員	12,000円	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第34号

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき</p>	<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族に</p>

217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長・班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4

条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第35号

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年掛川市条例第190号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年掛川市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、施行日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和6年度掛川市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度掛川市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29,614千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,295,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 20,421,464	千円 372,825	千円 20,794,289
	1 市民税	7,904,777	99,376	8,004,153
	2 固定資産税	9,572,503	262,425	9,834,928
	3 軽自動車税	482,557	9,355	491,912
	4 市たばこ税	790,822	△15,604	775,218
	5 入湯税	24,813	3,849	28,662
	6 都市計画税	1,645,992	13,424	1,659,416
2 地方譲与税		587,500	△30,000	557,500
	1 地方揮発油譲与税	130,000	△10,000	120,000
	2 自動車重量譲与税	410,000	△20,000	390,000
3 利子割交付金		7,000	2,000	9,000
	1 利子割交付金	7,000	2,000	9,000
4 配当割交付金		119,000	58,000	177,000
	1 配当割交付金	119,000	58,000	177,000
5 株式等譲渡所得割交付金		192,000	111,000	303,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	192,000	111,000	303,000
6 法人事業税交付金		353,000	22,000	375,000
	1 法人事業税交付金	353,000	22,000	375,000
7 地方消費税交付金		2,971,000	78,000	3,049,000
	1 地方消費税交付金	2,971,000	78,000	3,049,000
8 ゴルフ場利用税交付金		68,000	△3,000	65,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	68,000	△3,000	65,000
9 環境性能割交付金		96,000	△1,000	95,000
	1 環境性能割交付金	96,000	△1,000	95,000

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		千円 728,909	千円 △2,665	千円 726,244
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	35,978	△2,665	33,313
11 地方交付税		4,452,993	486,243	4,939,236
	1 地方交付税	4,452,993	486,243	4,939,236
12 交通安全対策特別交付金		17,000	2,000	19,000
	1 交通安全対策特別交付金	17,000	2,000	19,000
13 分担金及び負担金		159,488	11,650	171,138
	1 分担金	10,660	7,605	18,265
	2 負担金	148,828	4,045	152,873
14 使用料及び手数料		547,602	△4,005	543,597
	1 使用料	352,028	△6,101	345,927
	2 手数料	195,574	2,096	197,670
15 国庫支出金		9,600,521	△163,682	9,436,839
	1 国庫負担金	4,045,674	43,509	4,089,183
	2 国庫補助金	5,467,615	△207,200	5,260,415
	3 委託金	87,232	9	87,241
16 県支出金		4,258,208	△65,000	4,193,208
	1 県負担金	2,286,200	47,789	2,333,989
	2 県補助金	1,702,417	△105,998	1,596,419
	3 委託金	269,591	△6,791	262,800
17 財産収入		39,839	76,955	116,794
	1 財産運用収入	37,931	463	38,394

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 財産売却収入	1,908	76,492	78,400
18 寄附金		1,040,924	3,100	1,044,024
	1 寄附金	1,040,924	3,100	1,044,024
19 繰入金		2,909,580	△689,350	2,220,230
	1 基金繰入金	2,906,456	△689,350	2,217,106
21 諸収入		2,944,686	15,715	2,960,401
	2 市預金利子	300	700	1,000
	3 貸付金元利収入	1,561,258	△6,483	1,554,775
	4 受託事業収入	4,235	△275	3,960
	5 雑入	1,359,928	21,773	1,381,701
22 市債		5,890,100	△310,400	5,579,700
	1 市債	5,890,100	△310,400	5,579,700
歳入合計		59,325,269	△29,614	59,295,655

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,730,463	784,872	8,515,335
	1 総務管理費	6,632,173	739,702	7,371,875
	2 賦課徴収費	598,709	62,145	660,854
	3 戸籍住民基本台帳費	335,184	△7,773	327,411
	4 選挙費	106,830	△8,692	98,138
	5 統計調査費	17,784	△510	17,274
3 民生費		19,926,764	80,288	20,007,052
	1 社会福祉費	9,602,820	△30,974	9,571,846
	2 児童福祉費	9,520,992	111,262	9,632,254
4 衛生費		6,206,760	△142,702	6,064,058
	1 保健費	3,059,210	22,692	3,081,902
	2 衛生費	523,882	△93,488	430,394
	3 清掃費	2,623,668	△71,906	2,551,762
5 労働費		1,574,448	△6,483	1,567,965
	1 労働諸費	1,574,448	△6,483	1,567,965
6 農林水産業費		1,451,320	△74,443	1,376,877
	1 農業費	468,805	△55,882	412,923
	2 農地費	764,894	△16,311	748,583
	3 林業費	217,584	△2,250	215,334
7 商工費		1,391,577	△23,901	1,367,676
	1 商工費	1,391,577	△23,901	1,367,676
8 土木費		5,969,515	△609,365	5,360,150
	2 道路橋梁費	1,203,893	△372,921	830,972
	3 河川費	1,476,716	△77,994	1,398,722
	4 都市計画費	2,583,651	△146,022	2,437,629
	5 住宅費	347,200	△12,428	334,772

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		千円 2,619,975	千円 54,120	千円 2,674,095
	1 消防費	2,619,975	54,120	2,674,095
10 教育費		6,290,474	△92,000	6,198,474
	1 教育総務費	359,574	△1,191	358,383
	2 小学校費	1,201,147	△27,079	1,174,068
	3 中学校費	665,067	△43,049	622,018
	4 幼稚園費	1,243,626	53,911	1,297,537
	5 社会教育費	1,076,698	△44,592	1,032,106
	6 保健体育費	1,744,362	△30,000	1,714,362
歳 出 合 計		59,325,269	△29,614	59,295,655

第2表 繰越明許費補正

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	6,355
6 農林水産業費	2 農地費	大井川農業用水管理事業	2,755
6 農林水産業費	2 農地費	農道維持管理事業	16,725
6 農林水産業費	2 農地費	(市施行) 農業用溜池整備事業	12,020
6 農林水産業費	3 林業費	林業振興管理事業	18,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	42,953
8 土木費	2 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	23,000
8 土木費	2 道路橋梁費	三井幹線改良事業	46,700
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	101,970
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	9,500
8 土木費	2 道路橋梁費	高山西之谷線改良事業	10,650
8 土木費	2 道路橋梁費	明ヶ島線改良事業	15,750
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	8,500
8 土木費	2 道路橋梁費	急傾斜地崩壊対策事業	17,215
8 土木費	3 河川費	市単河川整備事業	177,000
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	41,893
8 土木費	4 都市計画費	掛川駅周辺地区まちづくり事業	7,375
8 土木費	4 都市計画費	掛川城周辺地区まちづくり事業	41,445
8 土木費	4 都市計画費	大坂地区まちづくり事業	97,000
8 土木費	4 都市計画費	国県道路整備事業推進事業	13,823
8 土木費	4 都市計画費	22世紀の丘公園管理事業	42,250
9 消防費	1 消防費	防災資機材整備事業	79,860
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理事業	8,600
10 教育費	3 中学校費	中学校施設管理事業	9,988
10 教育費	3 中学校費	原野谷学園小中一貫校整備事業	9,230

2. 変更の部

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	海岸防災林整備推進事業	90,000	海岸防災林整備推進事業	222,880
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	(公共) 土木施設災害復旧事業	170,000	(公共) 土木施設災害復旧事業	183,500

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (△2,900減)	ききょう荘施設 改修事業 (△400皆減)	400	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		0			
	すこやかこども園 改修事業 (△2,500減)	40,900			
		38,400			
衛生債 (△11,000減)	上水道生活基盤施設 耐震化事業出資金 (△11,000皆減)	11,000			
		0			
農林水産債 (100増)	農業農村整備事業 (△5,900減)	50,300			
		44,400			
	自然災害防止事業 (農業用溜池整備事業) (8,000増)	13,000			
		21,000			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△2,000皆減)	2,000			
		0			
土木債 (△266,400減)	道路橋梁維持事業 (△60,500減)	138,400			
		77,900			
	歩道改良事業 (△6,500減)	38,600			
		32,100			
	橋梁耐震補強事業 (△59,100減)	61,900			
		2,800			
	下垂木地区 まちづくり事業 (△30,900減)	77,200			
		46,300			
	大坂地区 まちづくり事業 (△32,200減)	96,600			
		64,400			
	公共道路事業 (△2,800減)	86,300			
		83,500			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	辺地対策事業 (市道改良事業) (△8,400減)	48,000	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
		39,600			
	海岸防災林強化事業 (△66,000減)	1,069,000			
		1,003,000			
消防債 (△3,100減)	耐震性貯水槽整備事業 (△4,900減)	12,300			
		7,400			
	高規格救急自動車 整備事業 (△1,800減)	29,200			
		27,400			
	同報無線整備事業 (3,600増)	622,200			
		625,800			
教育債 (△27,100減)	学校施設環境改善事業 (△3,100減)	232,600			
		229,500			
	中央図書館改修事業 (△4,900減)	17,900			
		13,000			
	大東図書館改修事業 (△800減)	2,700			
		1,900			
	安養寺運動公園 改修事業 (△15,100減)	53,500			
		38,400			
	こうようの丘改修事業 (△3,200減)	23,700			
		20,500			
	合 計 (△310,400減)	5,890,100			
		5,579,700			

令和6年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ267,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,981,863千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,213,946	千円 30,288	千円 2,244,234
	1 国民健康保険税	2,213,946	30,288	2,244,234
3 県支出金		8,217,166	183,703	8,400,869
	1 県補助金	8,217,166	183,703	8,400,869
4 財産収入		274	19	293
	1 財産運用収入	274	19	293
5 繰入金		1,038,303	38,964	1,077,267
	1 一般会計繰入金	848,303	38,964	887,267
7 諸収入		68,800	△2,692	66,108
	3 雑入	50,870	△2,692	48,178
8 国庫支出金		0	16,858	16,858
	1 国庫補助金	0	16,858	16,858
歳 入 合 計		11,714,723	267,140	11,981,863

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 196,108	千円 0	千円 196,108
	1 総務管理費	147,696	0	147,696
	4 趣旨普及費	5,511	0	5,511
2 保険給付費		8,070,129	202,451	8,272,580
	1 療養諸費	7,048,167	127,250	7,175,417
	2 高額療養費	991,793	73,200	1,064,993
	3 助産諸費	21,009	2,001	23,010
6 基金積立金		221,768	19	221,787
	1 基金積立金	221,768	19	221,787
8 諸支出金		71,570	1,068	72,638
	1 償還金及び還付加算金	71,570	1,068	72,638
9 予備費		3,642	63,602	67,244
	1 予備費	3,642	63,602	67,244
歳 出 合 計		11,714,723	267,140	11,981,863

議案第38号

令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,802,106千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,365,502	千円 53,003	千円 1,418,505
	1 後期高齢者医療保険料	1,365,502	53,003	1,418,505
3 繰入金		379,108	△2,748	376,360
	1 一般会計繰入金	379,108	△2,748	376,360
歳入合計		1,751,851	50,255	1,802,106

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 42,164	千円 △735	千円 41,429
	1 総務管理費	35,957	△143	35,814
	2 徴収費	6,207	△592	5,615
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,639,711	50,990	1,690,701
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,639,711	50,990	1,690,701
歳 出 合 計		1,751,851	50,255	1,802,106

令和6年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,525,033千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2,353,402	60,340	2,413,742
	1 介護保険料	2,353,402	60,340	2,413,742
2 分担金及び負担金		28,103	△1,987	26,116
	1 負担金	28,103	△1,987	26,116
3 国庫支出金		1,939,722	40,426	1,980,148
	1 国庫負担金	1,674,773	43,084	1,717,857
	2 国庫補助金	264,949	△2,658	262,291
4 支払基金交付金		2,590,365	57,293	2,647,658
	1 支払基金交付金	2,590,365	57,293	2,647,658
5 県支出金		1,438,033	26,286	1,464,319
	1 県負担金	1,382,564	27,334	1,409,898
	2 県補助金	55,469	△1,048	54,421
6 財産収入		1,896	134	2,030
	1 財産運用収入	1,896	134	2,030
7 繰入金		1,738,768	△137,778	1,600,990
	1 一般会計繰入金	1,578,447	19,191	1,597,638
	2 基金繰入金	160,321	△156,969	3,352
9 諸収入		7,426	221	7,647
	3 雑入	7,406	221	7,627
歳 入 合 計		10,480,098	44,935	10,525,033

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 237,654	千円 △12,234	千円 225,420
	1 総務管理費	68,915	△3,412	65,503
	3 介護認定審査会費	153,227	△8,822	144,405
2 保険給付費		9,854,459	205,843	10,060,302
	1 保険給付費等諸費	9,414,146	217,000	9,631,146
	2 地域支援事業費	440,313	△11,157	429,156
3 基金積立金		151,425	△149,395	2,030
	1 基金積立金	151,425	△149,395	2,030
5 諸支出金		235,860	721	236,581
	1 償還金及び還付加算金	235,736	721	236,457
歳 出 合 計		10,480,098	44,935	10,525,033

令和6年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）

令和6年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,650千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 1,433	千円 1	千円 1,434
	1 財産運用収入	755	1	756
2 繰入金		1,483	60	1,543
	1 基金繰入金	1,483	60	1,543
3 繰越金		529,565	△1	529,564
	1 繰越金	529,565	△1	529,564
4 諸収入		50	59	109
	1 預金利子	50	59	109
歳 入 合 計		532,531	119	532,650

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 532,531	千円 119	千円 532,650
	1 公共用地取得事業費	532,531	119	532,650
歳 出 合 計		532,531	119	532,650

議案第41号

令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）

令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,703千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 20,803	千円 4,759	千円 25,562
	1 基金繰入金	20,803	4,759	25,562
4 諸収入		74,787	4,788	79,575
	1 雑入	74,787	4,788	79,575
5 国庫支出金		15,700	△4,150	11,550
	1 国庫補助金	15,700	△4,150	11,550
6 市債		30,800	△8,100	22,700
	1 市債	30,800	△8,100	22,700
歳入合計		146,665	△2,703	143,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 146,165	千円 △2,703	千円 143,462
	1 駅周辺施設管理費	146,165	△2,703	143,462
歳 出 合 計		146,665	△2,703	143,962

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 駅周辺施設管理費	1 駅周辺施設管理費	南北広場管理事業	33,800

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (△8,100減)	掛川駅周辺地区 まちづくり事業 (△8,100減)	30,800	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 も繰上償還 をなし又は 償還期限を 短縮し若し くは低利債 に借換えす ることができる。
		22,700			
合 計 (△8,100減)		30,800			
		22,700			

令和6年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和6年度掛川市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,651千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額996,460千円」に、「過年度分損益勘定留保資金673,548千円」を「過年度分損益勘定留保資金677,357千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	601,390千円	△3,809千円	597,581千円
第2項 他会計支出金	77,689千円	7,191千円	84,880千円
第3項 出資金	11,000千円	△11,000千円	0千円

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第43号

令和6年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和6年度掛川市簡易水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,114千円	△2,854千円	3,260千円
第1項 負担金	5,854千円	△2,854千円	3,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,529千円	△2,854千円	3,675千円
第1項 建設改良費	6,279千円	△2,854千円	3,425千円

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第44号

令和6年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和6年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,011,033千円	5,828千円	2,016,861千円
第2項 営業外収益	1,407,884千円	5,828千円	1,413,712千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,964,886千円	5,828千円	1,970,714千円
第1項 営業費用	1,746,289千円	△15,500千円	1,730,789千円
第2項 営業外費用	218,495千円	21,328千円	239,823千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,982千円」を削除し、「当年度分損益勘定留保資金526,907千円及び利益剰余金処分額17,166千円」を「当年度分損益勘定留保資金526,899千円及び利益剰余金処分額28,156千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,200,953千円	△382,856千円	1,818,097千円
第1項 企業債	1,282,500千円	△190,200千円	1,092,300千円
第2項 国庫支出金	492,240千円	△163,540千円	328,700千円
第4項 他会計支出金	410,754千円	△29,116千円	381,638千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,756,008千円	△382,856千円	2,373,152千円
第1項 建設改良費	1,635,176千円	△382,856千円	1,252,320千円

第3条 予算第10条に定めた補助金の金額「477,686千円」を「472,793千円」に改める。

第4条 繰越利益剰余金のうち28,156千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

第5条 令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算第5条の表中「掛川浄化センター汚泥処理設備工事」の項中、「令和5年度から令和7年度まで」を「令和5年度から令和8年度まで」、表中「掛川浄化センター電気設備工事」の項中、「令和5年度から令和7年度まで」を「令和5年度から令和8年度まで」に改める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和6年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

令和6年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和6年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	289,927千円	△979千円	288,948千円
第2項 営業外収益	226,791千円	△979千円	225,812千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	286,911千円	△979千円	285,932千円
第1項 営業費用	266,390千円	△1,000千円	265,390千円
第2項 営業外費用	20,419千円	21千円	20,440千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金46,371千円及び利益剰余金処分額20,000千円」を「当年度及び過年度分損益勘定留保資金47,441千円及び利益剰余金処分額930千円」に改める。

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額「78,820千円」を「77,841千円」に改める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第46号

普通河川大溝川函渠他工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、普通河川大溝川函渠他工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 普通河川大溝川函渠他工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金216,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | |
| 住所 | 掛川市大淵8404番地の1 |
| 商号 | 金原・遠興特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 金原建設株式会社
代表取締役 金原 典弘 |

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 普通河川大溝川函渠他工事
 規模 函渠工 L = 20m
 水路工 L = 256.2m

- 2 工事箇所 掛川市大淵地内

- 3 工 期 契約日から令和8年2月17日まで

議案第47号

掛川市道路線の認定について

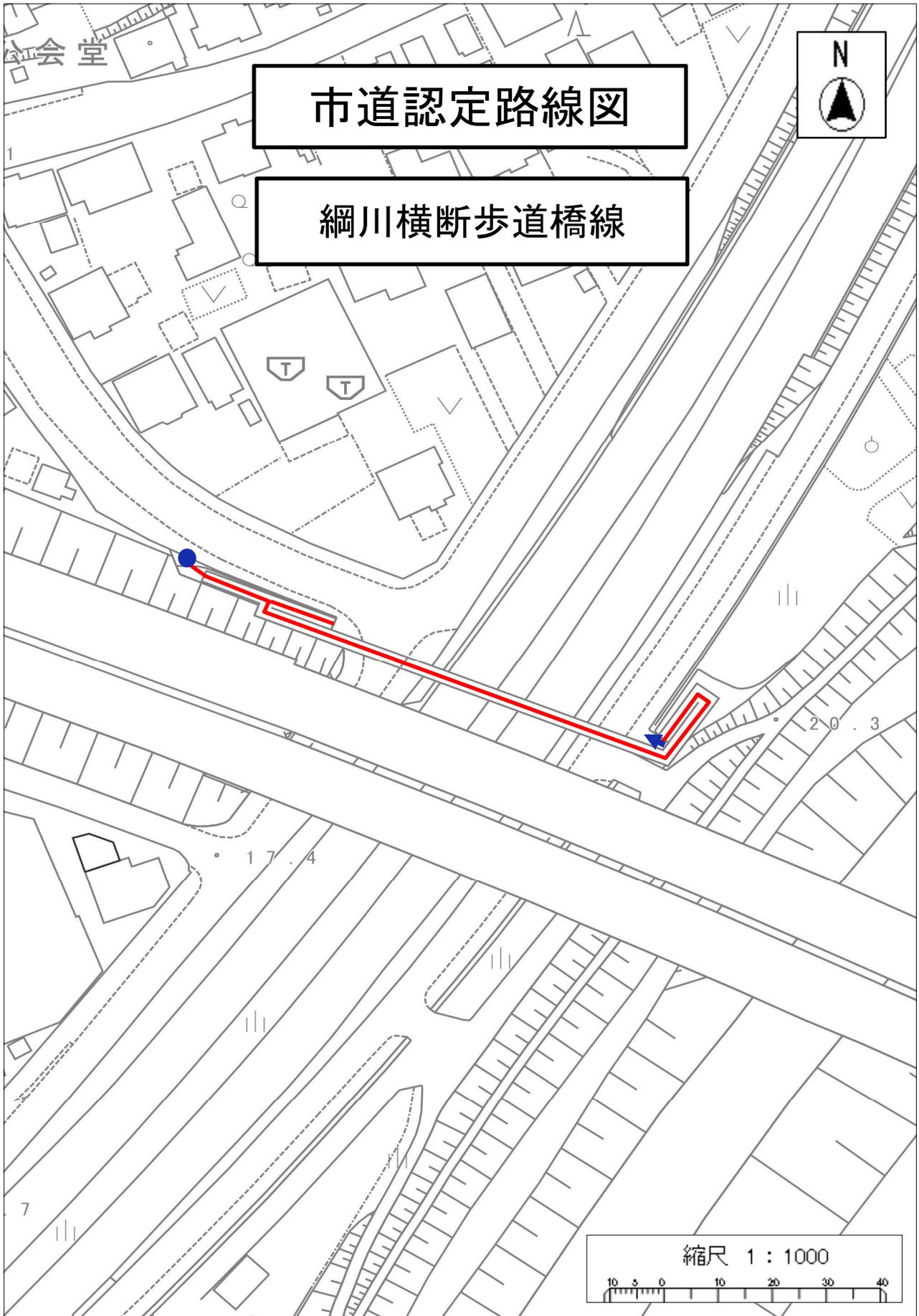
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	綱川横断歩道橋線	領家字通間海975-2	高御所字綱川浦787-19	



議案第48号

財産の譲与について

次の財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

所在地	種別	構造、規模等	相手方	譲与の時期
掛川市 千浜4531番3	建物	鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積：350.10㎡	掛川市 千浜5379番地の1 千浜西区長 鈴木 鉄雄	令和7年4月1日

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月17日

掛川市長 久 保 田 崇

令和6年度掛川市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度掛川市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ319,902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,325,269千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,280,619	千円 319,902	千円 9,600,521
	2 国庫補助金	5,147,713	319,902	5,467,615
歳入合計		59,005,367	319,902	59,325,269

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 19,606,862	千円 319,902	千円 19,926,764
	1 社会福祉費	9,282,918	319,902	9,602,820
歳 出 合 計		59,005,367	319,902	59,325,269

第2表 繰越明許費補正

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金給付事業	317,453

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,421,464	34.6		20,421,464	34.4
2 地方譲与税	587,500	1.0		587,500	1.0
3 利子割交付金	7,000	0.0		7,000	0.0
4 配当割交付金	119,000	0.2		119,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	192,000	0.3		192,000	0.3
6 法人事業税交付金	353,000	0.6		353,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,971,000	5.0		2,971,000	5.0
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	96,000	0.2		96,000	0.2
10 地方特例交付金	728,909	1.2		728,909	1.2
11 地方交付税	4,452,993	7.6		4,452,993	7.5
12 交通安全対策特別交付金	17,000	0.0		17,000	0.0
13 分担金及び負担金	159,488	0.3		159,488	0.3
14 使用料及び手数料	547,602	0.9		547,602	0.9
15 国庫支出金	9,280,619	15.7	319,902	9,600,521	16.2
16 県支出金	4,258,208	7.2		4,258,208	7.2
17 財産収入	39,839	0.1		39,839	0.1
18 寄附金	1,040,924	1.8		1,040,924	1.8
19 繰入金	2,909,580	4.9		2,909,580	4.9
20 繰越金	1,920,455	3.3		1,920,455	3.2
21 諸収入	2,944,686	5.0		2,944,686	5.0
22 市債	5,890,100	10.0		5,890,100	9.9
歳入合計	59,005,367	100.0	319,902	59,325,269	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
275,388	0.5				
7,730,463	13.0				
19,926,764	33.6	319,902			
6,206,760	10.5				
1,574,448	2.6				
1,451,320	2.4				
1,391,577	2.3				
5,969,515	10.1				
2,619,975	4.4				
6,290,474	10.6				
833,634	1.4				
5,019,815	8.5				
35,136	0.1				
59,325,269	100.0	319,902			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前	12 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	319,902
	3,675,839		
	補正額		
	319,902		
計	3,995,741		
計	補正前		
	5,147,713		
	補正額		
	319,902		
計	5,467,615		

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
20 物価高騰対応重点支援給 付金給付事業費	補正前	国県支出金 319,902	10 需用費	1,063
	1,590,504		11 役務費	5,284
	補正額		12 委託料	38,555
	319,902		18 負担金補助及び交 付金	275,000
計	1,910,406			
計	補正前	国県支出金		
	9,282,918	319,902		
	補正額			
	319,902			
	計			
	9,602,820			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 住民税非課税世帯給付金給付事業費 319,902 追加 印刷費 1,063 郵便料 4,162 口座振替手数料 1,122 発送作業委託料 951 システム開発委託料 5,236 給付金申請データ入力業務等委託料 32,368 令和6年度住民税非課税世帯給付金 275,000	